

## 2. 出願資格

### 1) 出願資格（博士課程後期課程）

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 修士の学位または専門職学位を有する者、および 2025 年 3 月末までに取得見込みの者。（学校教育法第 102 条第 1 項）
2. 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および 2025 年 3 月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 1 号）
3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および 2025 年 3 月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 2 号）
4. 日本国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および 2025 年 3 月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 3 号）
5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、および 2025 年 3 月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 4 号）
6. 外国の学校、学校教育法施行規則第 156 条第 3 号の指定を受けた教育施設または国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験および審査に相当するものに合格し、修士の学位を有すると同等以上の学力があると認められた者。（学校教育法施行規則第 156 条第 5 号）
7. 大学等を卒業し、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、本大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者。（平成元年文部省告示第 118 号）
8. 本大学院において、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、2025 年 3 月 31 日までに満 24 歳に達する者。（学校教育法施行規則第 156 条第 7 号）

（注 1）出願資格の 1. から 8. は、以下、出願資格「第 1 項」から「第 8 項」と表記します。

（注 2）出願資格「第 2 項」から「第 5 項」によって出願しようとする者は、学位取得証明書を提出してください。

（注 3）出願資格「第 7 項」および「第 8 項」によって出願しようとする者は、出願に先立って出願資格審査を受ける必要があります。

#### <<注意>>

上記の出願資格「第 1 項～第 5 項」において「見込み」で受験して合格し、出願資格に必要な要件を 2025 年 3 月末までに満たせない場合は、入学が許可されないこととなりますので、注意してください。

## 2) 一般入学試験受験資格

博士課程後期課程の出願資格を満たす者。

## 3) 社会人入学試験受験資格

博士課程後期課程の出願資格要件を満たし、かつ、2025年3月末までに2年以上の実務経験（個人営業も含めた企業等の組織で業務に従事する経験）をもつ者。

## 4) 出願資格審査

### 【出願資格に関する注意事項】

- (1) 出願資格「第7項」および「第8項」（3ページの7.および8.）によって出願しようとする者は、出願に先立って出願資格審査を受けてください。
- (2) 過去の入学試験の際に出願資格「第7項」または「第8項」による出願資格を得た者であっても、今回の入学試験に当たり改めて出願資格審査を受ける必要があります。
- (3) 審査書類の提出方法、所定様式等については、2024年11月22日（金）までに独立研究科事務室ビジネスデザイン研究科担当（E-mail: biz-ad@rikkyo.ac.jp）へ問い合わせてください。詳細につきお知らせいたします。
- (4) 提出書類の不足・不備、記述に誤りがある場合、審査を受けられないことがあります。

### ①出願資格「第7項」により出願しようとする者

下記の書類を所定の期限までに提出してください。

	書類	内容
1	最終学校の卒業（見込）証明書、成績・単位証明書	出身大学の学部の証明書等最終学校の卒業証明書、成績・単位証明書。 *卒業時の氏名が現在と異なる場合は、氏名変更を証明する公的な書類（戸籍抄本または住民票記載事項証明書）1通を添付してください。 *外国の大学の場合、証明書の発行に時間を要するケースがあるので、早めに取り寄せることをお勧めします。 *証明書は日本語または英語で記載された原本を提出してください。
2	在職証明書、業績一覧、その他	大学、研究所等が発行した証明書。 *証明書発行時の氏名が現在と異なる場合は、氏名変更を証明する公的な書類（戸籍抄本または住民票記載事項証明書）1通を添付してください。 *外国の大学、研究所等の場合、証明書の発行に時間を要するケースがあるので、早めに取り寄せることをお勧めします。 *証明書は日本語または英語で記載された原本を提出してください。
3	研究計画書	作成した研究計画書をPDF形式で保存し、提出してください。 研究計画書の作成については8ページの3.を参照してください。

## 提出方法

提出期間	2024年12月3日(火)～5日(木)
------	---------------------

提出方法については、2024年11月22日(金)までに独立研究科事務室ビジネスデザイン研究科担当 (E-mail: biz-ad@rikkyo.ac.jp) へ問い合わせてください。詳細につきお知らせいたします。

### 【審査結果の回答とその後の手続】

- (1) 審査結果は回答書にて出願受付期間開始までにお知らせします。
- (2) 出願資格があると判定された場合は、所定の出願期間内に、所定の出願手続(6～11ページ参照)を行ってください。その際、出願資格審査にて提出済の書類は、その後変更がない限り再提出する必要はありません。
- (3) 日本国外に居住し、日本における在留資格を有しない外国籍の者は、出願資格審査回答書を用いて速やかに査証取得を行ってください。

## ② 出願資格「第8項」により出願しようとする者

	手順	方法
1	書類提出	(1) 志望理由書：所定の様式に記入してください。 (2) 履歴書：所定の様式に記入してください。 (3) 最終学校の卒業証明書、成績・単位証明書(中途退学の場合は、それ以前に卒業した学校のものも合わせて提出すること) * 所定様式は、問い合わせ後にメール添付でお送りします。 * 卒業時の氏名が現在と異なる場合は、氏名変更を証明する公的な書類(戸籍抄本または住民票記載事項証明書)1通を添付してください。提出された書類は同一人物であることの確認以外の用途では使用しません。 * 外国の大学等の場合、証明書の発行に時間を要するケースがあるので、早めに取り寄せることをお勧めします。 * 証明書は日本語または英語で記載された原本を提出してください。
2	審査日程通知	審査日は2024年12月14日(土)を予定しています。独立研究科事務室からメールにて、詳細をお知らせします。
3	審査	筆記試験および面接を行います。ただし、筆記試験は免除する場合があります。
4	審査結果通知	後日、書面にて通知します。

## 提出方法

提出期限	2024年12月3日(火)～5日(木)
------	---------------------

提出方法については、2024年11月22日(金)までに独立研究科事務室ビジネスデザイン研究科担当 (E-mail: biz-ad@rikkyo.ac.jp) へ問い合わせてください。詳細につきお知らせいたします。

### 【審査結果の回答とその後の手続】

- (1) 審査結果は回答書にて出願受付期間開始までにお知らせします。
- (2) 出願資格があると判定された場合は、所定の出願期間内に、所定の出願手続(6～11ページ参照)を行ってください。その際、出願資格審査にて提出済の書類は、その後変更がない限り再提出する必要はありません。
- (3) 日本国外に居住し、日本における在留資格を有しない外国籍の者は、出願資格審査回答書を用いて速やかに査証取得を行ってください。